

# 山口県報

平成20年  
7月25日  
(金曜日)



## 目 次

条例  
山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例……………

山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月二十五日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西 村 亘

### 山口県条例第三十八号

山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例

山口県山口宇部空港管理条例（昭和五十四年山口県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条ただし書中「六時間」を「三時間」に改める。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（着陸料の特例）」を付し、附則に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する航空機であつて空港と本邦外の地点との間における旅客の運送の用に供するもの（路線を定めて一定の日時により航行するものを除く。）に係る着陸料に関する第十二条第一項の規定の適用については、平成二十二年十月三十一日までの間は、同項中「着陸料等」とあるのは「着陸料」と、「とあり」とあるのは「着陸料の金額に二分の一を乗じて得た金額」と、「それぞれ」とあるのは「二分の一を乗じて得た金額に」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

平成  
二十年  
七月  
二十五日  
発行

発行  
所

山口  
県  
知事  
庁

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に停留している航空機の当該停留に係る停留料については、なお従前の例による。